

葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同葛西沖三枚洲特別保護地区の指定に関する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

参考資料2-2

該当箇所		意見の概要	件数	意見に対する考え方
鳥獣保護区 特別保護地区	全般	現在、西なぎさにおいて夏は海水浴体験、冬は海苔すき体験を実施している。未来ある子供たちに豊かになりつつある西なぎさの実体験が必要と考えている。海苔は鳥に食べられないよう周囲を網で囲っており、多数のカモ類が放流したハマグリを食べている事実もある。鳥獣保護区指定はラムサール条約登録湿地ありきで進んでいると考えられ、子供たちの体験よりも鳥が優先される可能性があることから、西なぎさは特別保護地区の指定範囲外にすべき。	1	国指定鳥獣保護区になっても海水浴や海苔すき体験、潮干狩り等が規制されることはありません。なお、ラムサール条約では、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用(ワイズユース)」を提唱しています。
鳥獣保護区 特別保護地区	全般	鳥獣保護区指定に反対する。ラムサール条約の登録や鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するのであれば、その前提として、東京湾全体で海水浴ができるような水質と取り戻すこと、スズガモは1羽につき1日1kgの二枚貝を食べると言われていることから、対象区域の実態調査(二枚貝や海藻の生息量、鳥の食害の影響、二枚貝や海藻を増やすことを目的とした適正な鳥の生息量の算出)を行ってから進めるべき。	5	当該区域は、これまでのモニタリング調査の結果から国指定鳥獣保護区の要件に合致していること、東京都及び江戸川区をはじめ、地元NGO等からの要望があったこともあり、保護区指定を進めているところです。ご意見の趣旨は今後の業務の参考にさせていただきます。
鳥獣保護区 特別保護地区	全般	計画書では「葛西沖三枚洲を鳥類の保護区にすることによって、当該地域に飛来するスズガモ等の生息環境が維持される」とあるが、三枚洲を含めた東京湾奥部海域の漁業や環境への配慮に欠けた一方的な考え方であると言わざるを得ない。かつての東京湾のように、二枚貝資源が潤沢であれば漁業者が採貝漁業を行い、スズガモ類がこれらの貝類を採餌することができるが、残念ながら両者が共存できる状況ではない。このため、漁業とスズガモ等の鳥類が共存できるまで、保護区の指定は保留にすべき。	1	当該区域は東京都指定の鳥獣保護区であることから、これまでも狩猟が禁止されています。今後、特別保護地区になると、狩猟の禁止に加え、区域内においては、工作物の新築、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採等が規制の対象になりますが、これまで行われてきた漁業活動が規制されることはありません。
鳥獣保護区 特別保護地区	全般	鳥獣のみに着目した保護ではなく、生態系全般を考えた保護を考えないと水質悪化を招くことになる。このため、生態系バランスを無視した計画にならないようにすべき。	5	鳥獣保護区の目的は当該区域に渡来する渡り鳥の保護及びその生息地の保護を図ることですが、渡り鳥の休息場及び採餌場となっている干潟の生態系の保全は重要だと考えています。ご意見の趣旨は今後の業務の参考にさせていただきます。
鳥獣保護区	全般	鳥獣保護区指定に賛成する。今回の鳥獣保護区指定は、都指定鳥獣保護区の一部を切り替えるものであり、引き続き他の鳥獣保護区、野鳥公園など重要な野鳥生息地と連携した運用をお願いする。	1	ご意見の趣旨は今後の業務の参考にさせていただきます。
特別保護地区	全般	特別保護地区指定に賛成する。ラムサール条約湿地の登録を行い、関係者による賢明な利用の推進を希望する。	1	ご意見の趣旨は今後の業務の参考にさせていただきます。
鳥獣保護区 特別保護地区	2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針 (2)国指定鳥獣保護区の指定目的 2 特別保護地区の保護に関する指針 (2)特別保護地区の指定目的	鳥獣のみに着目した指定目的ではなく、生態系のベストバランスを重視しワイズユースの考え方を盛り込んだ指定目的にするべき。	2	当該鳥獣保護区はスズガモ等の集団渡来地になっており、国際的にも重要な区域と考えることから指定するものです。ご意見の趣旨は今後の業務の参考にさせていただきます。

鳥獣保護区 特別保護地区	2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針 (2)国指定鳥獣保護区の指定目的 2 特別保護地区の保護に関する指針 (3)特別保護地区の指定目的	葛西沖三枚洲を鳥獣保護区及び特別保護地区に指定することに賛成。計画書にあるとおり、2万羽を超えるカモ類をはじめ、絶滅危惧種を含む多くの渡り鳥の越冬地・休憩地になっていることから国際的にも重要な場所である。	2	ご意見の趣旨は今後の業務の参考にさせていただきます。
特別保護地区	2 特別保護地区の保護に関する指針 (3)特別保護地区の指定目的 -干潟には豊富な底生生物が生息するため-	「干潟には多様な底生生物が生息するが、その生息量は、少ない。」に変更すべき。 (理由) 底生生物の種類数のみを調査しているだけで、「豊富な底生生物が生息する」と断定すること自体大いに問題。当該地域は毎年アサリやシオフキの稚貝が大量に発生するが、恐らくカモ類の捕食によって、生息量は少なくなっている。	1	ご意見を踏まえ、「干潟は、えさ場としても非常に重要な地域である。」と修正します。
鳥獣保護区 特別保護地区	2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針 (3)管理方針	渡り鳥は、周辺の浅瀬・干潟とも行き来していることが地元団体の調査によって明らかになっていることから、周辺地域の関係者とも連携協力を進めていくべき。	2	ご意見の趣旨は(3)管理方針1)に既に記載されています。鳥獣保護区指定後も当該区域周辺の関係者とも連携協力しながら、渡り鳥の保全に努めてまいります。
鳥獣保護区	2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針 (3)管理方針 1)集団渡来地の保護区として、スズガモをはじめとするカモ類の良好な生息環境が維持されるとともに、持続可能な利用が促進されるよう関係地方公共団体、地域住民等と連携協力した管理に努める。	「スズガモ等の中心とした多くの渡り鳥の越冬地」として持続可能性を高めていくことが重要であるが、スズガモ等の渡り鳥の保護のみに過度に注力するのではなく、地域住民、近隣の生産者組合、特に河川や東京湾の生態系を熟知する団体らとの意見交換を十分にしながら管理方針を慎重に決めるべきである。	1	ご意見の趣旨は(3)管理方針1)に既に記載されています。鳥獣保護区指定後も当該区域周辺の関係者とも連携協力しながら、渡り鳥の保全に努めてまいります。
鳥獣保護区 特別保護地区	2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針 (3)管理方針 1)集団渡来地の保護区として、スズガモをはじめとするカモ類の良好な生息環境が維持されるとともに、持続可能な利用が促進されるよう関係地方公共団体、地域住民等と連携協力した管理に努める。	他の水鳥類も対象に含むために、「カモ類」を「カモ類など」に変更すべき。また、関係者に漁業関係者、NGO、研究者、地元の東京都及び江戸川区を明記し、より良い保全と活用を図るため、連絡協議会的な組織の立ち上げを行い、活用のルールづくりを行うべき。	2	当該地域はカモ類のほか、他の水鳥、シギ・チドリ類の飛来も確認されていることから、ご意見を踏まえ、「カモ類」を「カモ類等」と修正します。協議会の設置については、今後の業務の参考にさせていただきます。
鳥獣保護区	2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針 (3)管理方針 4)鳥類の生息に影響を与えない範囲で、環境学習の場として活用を図る。	「人と鳥、水質浄化生物等との共生を図る。」に変更すべき。 (理由) 現在の案では、子どもたちの体験教育や水質改善活動よりも鳥類の生息に影響を与えないことが優先されている。今後、しっかりとした環境調査に基づき、当該地域でのスズガモの適正生息数を算出し、スズガモの飛来数を減らす手段を考えなければ、アサリ、海苔の養殖の被害はなくなる状況である。このため、鳥類に生息に影響を与えない範囲での管理は適切ではない。	1	海水浴体験、水質改善活動等の環境教育は西なぎさの干潟を含む海域部分を含んで行われている状況であること、(3)管理方針の1)の内容に含まれることから、ご意見も踏まえ、「4)鳥類の生息に影響を与えない範囲で、環境学習の場として活用を図る。」を削除するよう修正します。
鳥獣保護区 特別保護地区	4 当該区域における鳥獣の生息状況 (1)当該区域の概要 ウ 植物相の概要	海域の植物であるノリ等に触れられていないため、その生息量や鳥の食害との関係について追加調査を行うべき。	2	ご意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
鳥獣保護区 特別保護地区	4 当該区域における鳥獣の生息状況 (1)当該区域の概要 エ 動物相の概要	鳥の食害で問題となる二枚貝等については、種類数のみの調査であり、極めて不十分である。鳥の食害との関係について追加調査を行うべき。	1	ご意見は今後の業務の参考にさせていただきます。

鳥獣保護区 特別保護地区	4 当該区域における鳥獣の生息状況 (3)当該区域の農林水産物の被害状況	「当該区域においては、アサリ等の二枚貝、絶滅危惧種のアサクサノリを含めた海藻に被害がある」に変更すべき。 (理由) 海苔等の海藻類やアサリ等の二枚貝は、鳥の食害による被害を受けているため。また、当該区域は千葉県漁船が操業している海域であることから、被害状況の確認を行うべき。	2	水産資源の観点からの影響は確認できていません。ご意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
鳥獣保護区 特別保護地区	4 当該区域における鳥獣の生息状況 (3)当該区域の農林水産物の被害状況	被害がないという見解は自分たちの都合を優先した誤った考えである。かつて豊かな生態系であった湾奥部海域では被害はなかったとしても、現在は被害が発生していることを認識すべき。	1	水産資源の観点からの影響は確認できていません。ご意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
鳥獣保護区	6 施設整備に関する事項	東京都と協議の上、都が管理する葛西鳥類園の改修等を行い、ネイチャーセンター機能(環境教育の拠点、普及教育機能)を持たせることを検討すべき。	1	鳥獣保護区指定後は、東京都をはじめとした地元団体等と連携しながら鳥獣保護区の普及啓発に努めてまいります。
鳥獣保護区 特別保護地区	その他	葛西沖三枚洲の東なぎさでは、絶滅危惧種である天然のアサクサノリが発見されたことから、今後、アサクサノリの保護及び繁茂を優先することが環境保護として急務である。	1	ご意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
鳥獣保護区 特別保護地区	その他	現在、羽田空港飛行経路の見直しが予定されていることから、鳥獣保護区指定は、経路見直し後の結果に基づき行うべき。	1	ご意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
鳥獣保護区 特別保護地区	その他	海水浴は環境改善のシンボルであり、子どもたちの郷土愛を大切にすべき。	1	ご意見は今後の業務の参考にさせていただきます。
鳥獣保護区 特別保護地区	その他	千葉県の漁業関係者等、区域内で生業している地元関係者との調整はできていないため、調整を行うべき。地元関係者とは誰か公表すべき。	4	当該鳥獣保護区の海面区域は東京都海上公園条例に基づく、海上公園区域内(東京都江戸川区地先)となっており、現在、東京都指定鳥獣保護区に指定されています。そのため、東京都、江戸川区と連携し、東京都内湾漁協、地元で活動するNGO等と調整を行ってまいりました。
特別保護地区	その他	特別保護地区になると新たな規制(①建築物等その他の工作物の新増築 ②水面の埋め立て、又は干拓 ③木竹の伐採)が発生することになる。このため、特別保護地区指定は、今後、海面に人工島を建設し、周囲に干潟を造成することに制約がかかることになる。	1	ご指摘のように当該区域が特別保護地区になると、これまでの狩猟の禁止に加え、区域内においては、工作物の新築、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採等が規制の対象になります。そのため、行為を行う場合は、その行為の目的、規模、施行方法等によって個別に許可を判断することになります。